

# 岩見沢市助産施設設置条例施行規則等の一部を改正する規則の概要

## 第 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）による地方税法の一部改正及び所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 1 2 号）による租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。

## 第 2 改正の内容

次の規則の別表備考等において引用している地方税法及び租税特別措置法の条項が削除されたこと等に伴い、当該引用規定の整理を行う。

- (1) 岩見沢市助産施設設置条例施行規則（第 1 条関係）
- (2) 岩見沢市母子生活支援施設入所等に関する規則（第 2 条関係）
- (3) 岩見沢市養育医療の給付等に関する規則（第 3 条関係）
- (4) 岩見沢市老人福祉に関する費用徴収規則（第 4 条関係）

## 第 3 施行期日

公布の日

## 岩見沢市規則第31号

岩見沢市助産施設設置条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月16日

岩見沢市長 松野 哲

### 岩見沢市助産施設設置条例施行規則等の一部を改正する規則

(岩見沢市助産施設設置条例施行規則の一部改正)

第1条 岩見沢市助産施設設置条例施行規則(昭和62年規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表備考第3項中「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項」を「及び附則第5条の4第5項」に改め、同表備考第4項第2号中「、第6項」及び「、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項」を削る。

(岩見沢市母子生活支援施設入所等に関する規則の一部改正)

第2条 岩見沢市母子生活支援施設入所等に関する規則(平成12年規則第24号)の一部を次のように改正する。

別表備考第3項中「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項」を「及び附則第5条の4第5項」に改め、同表備考第4項第2号中「、第6項」及び「、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項」を削る。

(岩見沢市養育医療の給付等に関する規則の一部改正)

第3条 岩見沢市養育医療の給付等に関する規則(平成25年規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「同法314条の8」を「第314条の8」に、「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項」を「及び附則第5条の4第5項」に改める。

(岩見沢市老人福祉に関する費用徴収規則の一部改正)

第4条 岩見沢市老人福祉に関する費用徴収規則(平成18年規則第130号)の一部を次のように改正する。

別表第2注第1項中「並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項」を「、同法附則第5条第3項並びに附則第5条の4第5項」に改め、同表注第2項第2号中「、第6項」及び「、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項」を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。